

ふじ自治会 自主防災会 規約

(名称)

第1条 この組織は、ふじ自治会の自主防災組織で、ふじ自治会自主防災会（以下「防災会」という）と称する。

(目的)

第2条 防災会は大規模の地震が発生した場合、ふじ自治会会員の助け合い精神により迅速 且つ 効果的に救援・救護活動を行い被害の軽減を図る。

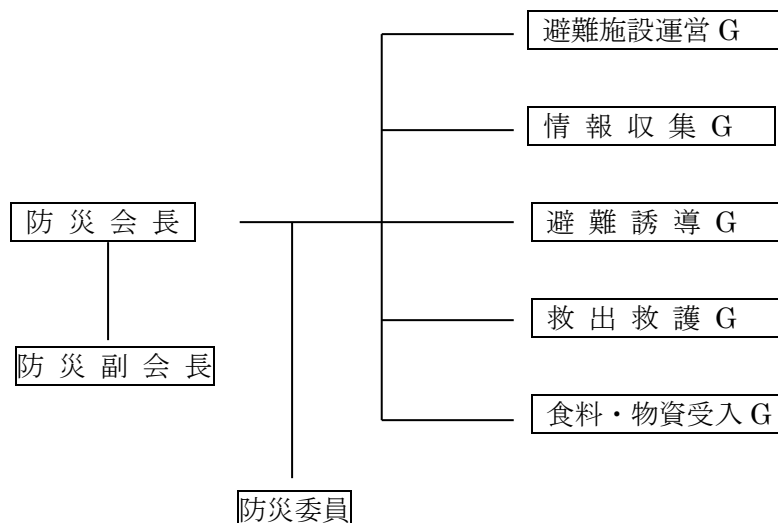
(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1). 防災に関する知識等の普及 及び 啓発活動
- (2). 藤沢西高等学校避難施設運営委員会への参画
- (3). 災害発生時における、情報収集・伝達、避難誘導、救出救護、食料・物資の受入れ
- (4). 前号 (1) (3) に関する広域訓練への参加
- (5). 救出用資機材の備蓄・管理
- (6). 避難行動要支援者の把握・支援体制の確立
- (7). その他、防災会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 防災会は、ふじ自治会に加入する世帯の自主的な参加で構成し、防災 及び 災害発生時の活動を円滑に行うため、平常より次のとおり防災会組織を編成する。



2. 防災会長 1名 は自治会の防災部長とする。 防災副会長 1名 は防災委員より選出し、ふじ自治会の役員会が承認し委嘱する。

3. 防災委員は、藤沢市防災リーダー講習修了者など専門知識を有する者にて構成し、ふじ自治会の役員会が選出し委嘱する。
4. 避難施設運営 G(グループ)は、ふじ自治会の各班毎に 1 名を選出し G 員とする。
GL (グループリーダー)・SGL(サブ グループリーダー)各 1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
5. 情報収集 G は、ふじ自治会の各班毎に 1 名を選出し G 員とする。
GL1 名は防災委員、SGL1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時に G 員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
6. 避難誘導 G は、ふじ自治会の各班毎に 1 名を選出し G 員とする。
GL1 名は防災委員、SGL1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時に G 員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
7. 救出救護 G の G 員は防災委員で構成する。
GL1 名は防災委員、SGL1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
8. 食料・物資受入 G は、避難誘導 G が役割終了後に継続してその任に当たる。
但し、G 員は在宅者で構成し、欠員が生じた場合はふじ自治会の各班から代理人を出す。

(任務)

- 第 5 条 防災会長は、防災会を代表し、第 3 条の活動を主宰する。大規模地震発生時には救急活動の必要判断と救援活動の指揮命令、および防災会の会計役を行う。
2. 防災副会長は、会長を補佐し、防災委員の立場から助言及びサポートする。
自治会役員の交代時期（前期総会から新役員による第 1 回役員会までの間）は会長を代行する。また、会長に事故あるときはその任務の代行を行う。
 3. 各 G の GL は、G の運営に当たる。SGL は、GL を補佐し、GL に事故あるときはその任務を代行する。
 4. 避難施設運営 G は、大規模地震後に藤沢西高等学校避難施設が開設した場合にふじ自治会に割り当てられた職務を担当する。
 5. 情報収集 G は、大規模地震発生時に被害情報・救援要請情報の収集 及び
藤沢西高等学校避難施設からの生活情報伝達等、在宅被災者との間の情報収集・伝達を行う。
 6. 避難誘導 G は、大規模地震発生時に被災者安否確認と避難施設への避難希望者を一時避難場所へ誘導する。大火災発生時は、広域避難場所への誘導を行う。
 7. 救出救護 G は、平常時においては防災の普及活動、救出用資機材などの点検整備。
大規模地震発生時には倒壊家屋などに閉じ込められた被災者の有無、行方不明者の救出活動、災害弱者の安全確保などを行う。
 8. 食料・物資受入 G は、藤沢西高等学校避難施設運営委員会に対して必要支援物資の支給要請と受け入れを行う。

(任期)

第6条 防災会 G 員の任期は、4月から1年間とする。但し、再任することができる。

(防災会 G 員の承認)

第7条 防災会 G 員は、ふじ自治会役員会の承認を得て自治会会長が委嘱する。

(防災計画)

第8条 防災会は、地震による被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1). 大規模地震発生時における救援組織の編成 及び 任務分担に関すること
- (2). 防災知識の普及に関すること
- (3). 大規模地震発生時における、情報の収集伝達、救出救護 及び 避難誘導に関すること
- (4). 救出用資機材などの備蓄 及び 管理に関すること
- (5). 避難行動要支援者への支援体制に関すること
- (6). その他、必要な事項

(幹事会)

第9条 防災会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、防災会長、防災副会長 及び 避難施設運営 G、情報収集 G、避難誘導 G、救出救護 G の各 GL・SGL、および防災委員で構成する。
3. 幹事会は、防災会長が開催し議長となる。

(審議)

第10条 幹事会は、次の事項を審議し、ふじ自治会の総会で承認を得る。

但し、緊急を要する事項はふじ自治会役員会の承認を得て実施することができる。

- (1). 防災会規約の改定に関すること
- (2). 防災計画の変更に関すること
- (3). 年間活動計画

(経費)

第11条 防災会の活動に関して必要な費用は、ふじ自治会の防災経費として予算に計上し役員会の承認を得る。

2. 会計年度は、ふじ自治会の会計年度にあわせる。

(付則)

第12条 この規約は、ふじ自治会総会で承認された日から実施する。

(1) 平成 27 年 3 月 29 日 ふじ自治会定例総会で承認。